

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【取組内容】

① 専門人材マッチング

- (1) オンライン相談を活用し、遠方の専門家とも連携可能な体制を整備する。
- (2) WEB会議ツールを導入し、遠方に住む相談者や専門家との円滑な情報共有を実現。
- (3) 法改正への迅速な対応のため、専門家同士の情報交換を強化し、最新の法規に基づいた適切な助言を提供する。
- (4) 行政手続きのデジタル化を活かし、オンライン上での書類共有や共同作業を円滑化。

② グリーン化の取組

- (1) 書類の電子化を進め、ペーパーレス化を推進。
- (2) クラウドストレージサービスを活用し、紙の代わりにデジタル文書の管理・保存を行う。
- (3) 事務所業務においてWEB会議を導入し、移動を減らすことでCO₂排出量の削減に貢献。
- (4) クライアントにもデジタル申請を推奨し、書類作成から提出までをオンラインで完結。

【工夫のポイント、背景等】

① 背景

「みやもと行政書士オフィス」は、相続手続きや成年後見制度のサポート業務を専門に事業展開しており、少子超高齢化が進む日本において、今後さらに専門的な相談ニーズが増加すると予測されています。しかし、現在の課題として、マーケティング力や地域ネットワークの構築が十分ではなく、適切な専門家との連携が必要とされています。

また、行政書士業務では大量の書類を扱うため、紙の使用量が多く、環境負荷がかかることが課題でした。持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの観点からも環境への配慮が求められています。

② 工夫のポイント

- (1) デジタル化を活用した専門家間のネットワーク強化により、個別案件に応じた適切な人材を迅速にマッチングできる。
- (2) 相続や成年後見の案件では複数の専門分野（法務、税務、福祉）が関わるため、オンラインツールを活用し、異なる分野の専門家と連携を深める。
- (3) SDGsの目標に沿った環境負荷の削減と業務効率化を両立。
- (4) ペーパーレス化によって、紙の印刷・保管コストの削減にも寄与。
- (5) クライアントに対してもデジタル申請のメリットを伝え、環境意識の向上を促す。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

【取組内容】

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

【工夫のポイント、背景等】

① 背景

相続手続きや成年後見制度の支援業務では、報酬体系が不透明になりがちであり、消費者保護の観点から適正な価格設定が求められています。特にオンライン化やデジタルツール導入に伴い、料金体系の見直しが必要となります。働き方改革の進展により、行政手続きや業務のデジタル化が求められている。特に少子超高齢化の進行に伴い、人材不足問題が顕著になり、業務の負担軽減策が不可欠となっている。

② 工夫のポイント

- (1) 書類電子化やオンライン相談の導入により、従来の業務時間を削減し、適正価格を維持しつつ利用者にとって負担の少ない料金体系を実現。
- (2) 競争が激化する業界において、デジタル化を活用した低コストかつ高品質なサービス提供を強みとする。
- (3) デジタル化により、業務マニュアルやテンプレートの活用が容易になり、効率化と情報管理の両立が可能。
- (4) セキュリティ対策を施したデータ管理を徹底し、情報漏洩リスクを回避。

令和7年6月12日

みやもと行政書士オフィス

代表 宮本 隆

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。